

## ～平成28年度税制改正⑦～

当Noは、平成28年度税制改正のうち、事業法人に関わるものを見していく。今回のテーマはその他租税特別措置法の改正項目とその内容である。

### (ポイント)

- ・その他の租税特別措置法の適用時期の延長や改正内容が多くある
- ・その中で延長や縮減等がされた主な項目や内容について以下に記載

### 1. その他租税特別措置法の改正項目とその内容

#### (1)改正内容

租税特別措置法で改正（延長、縮減等）された主な内容について、以下にその概要を記載する。

#### 【延長・縮減等】

項目	取扱い(適用期限等)
(1)中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻還付制度不適用	適用期限を平成30年3月31日まで2年延長
(2)エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除（環境関連投資促進税制）	適用期限を平成30年3月31日まで2年延長 風力発電設備の即時償却を廃止 太陽光発電設備の対象資産を見直し 税額控除の対象資産から車両運搬具を除外
(3)国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除	適用期限を平成30年3月31日まで2年延長 特定中核事業の用に供される一定の機械装置及び開発研究用器具備品の即時償却を廃止 繰越税額控除を廃止
(4)国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却または法人税額の特別控除	適用期限を平成30年3月31日まで2年延長 特別償却率及び税額控除率引き下げ 繰越税額控除を廃止
(5)公害防止用設備の特別償却制度	対象設備からフッ素系溶剤に係る活性炭吸着式回収装置を含むドライクリーニング機を除外 適用期限が平成29年3月31日まで1年延長（所得税も同様）

（裏面に続く）



# ～平成28年度税制改正⑦～

項目	取扱い(適用期限等)
(6)特定農産加工品生産設備の特別償却制度	適用期限の平成28年3月31日到来をもって廃止
(7)特定信頼性向上設備等の特別償却制度の見直し	①特定信頼性向上設備に係る措置について、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の改正を前提に、同法の通信・放送施設等分散事業(仮称)に関する実施計画に係る措置をした上で適用期限が平成30年3月31日まで1年10月延長 ②災害対策用基幹放送設備等に係る措置は、適用期限の到来をもって廃止
(8)障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度	対象資産を障害者が労働に従事する事業所にあるものに限定圧縮記帳の特例と重複して適用できないこととする等の見直し実施適用期限が平成30年3月31日まで2年延長
(9)サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度	割増償却率を10%(耐用年数が35年以上のものは14%)に引き下げ(現行:14%(耐用年数が35年以上のものは20%)) 適用期限が平成29年3月31日まで1年延長
(10)海外投資等損失準備金制度	資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人に係る準備金積立率を70%(現行:90%)に引き下げ 資源探鉱事業法人の範囲等の明確化がおこなわれた上、適用期限が平成30年3月31日まで2年延長
(11)金属鉱業等鉱害防止準備金制度	準備金積立率を80%(現行:100%)に引き下げ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長
(12)特定災害防止準備金制度	先行積立てに係る積立額が損金に算入できることを明確化 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長
(13)中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益の特例	下記見直し、その適用期限が平成31年3月31日まで3年延長 ①対象となる中小企業者の範囲を、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律の施行の日(平成21年12月4日)から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたものに限定 ②確定申告書に添付すべき書類について、再建計画に係る計画書の記載事項から再生債権の取得対価の額を除外するとともに、第三者による確認書類の記載事項に再生債権の取得対価の額が適正であることを確認した旨を追加

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

## コラム:実務家のひとこと

### (企業版ふるさと納税)

内閣府はこの8月に「企業版ふるさと納税」対象となる事業として、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を決定した。初回として、6県と81市町村が申請していた合計102事業が認定される。認定された事業を分野別にみると、①地域産業振興、②観光振興、③農林水産振興、④ローカルイノベーション、⑤人材の育成・確保等を行う「しごと創生」が最も多く74事業が認定されているようだ。次いで「地方への人の流れ」(移住・定住の促進、生涯活動のまち等)の12事業、「まちづくり」(小さな拠点、コンパクトシティ等)の10事業、「働き方改革」(少子化対策、働き方改革等)の6事業となっている。認定された事業に対して企業が寄附を行った場合、既存の損金算入枠に加えて、寄附額の3割相当の税額控除を受けることができる。ただ、寄附払込みは、地方公共団体が事業を実施し、事業費が確定した後に行うこととなるため留意が必要だ。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。